令和７年第９回　唐津市農業委員会総会議事録

１．　開催日時　令和７年９月８日(月)　午後２時３０分～午後４時３０分
２．　開催場所　唐津市役所　本庁４階大会議室
３．　出席委員

１番　山崎正廣	２番　中山政俊	３番　平田菊典
４番　井手創一	５番　大場將夫	６番　山口正則
７番　白津知範	８番　石川利恵	９番　曲淵俊之
１０番　古賀由紹	１１番　宮﨑太享	１２番　山添　明
１３番　袈裟丸一彦	１４番　河上和則	１５番　宮崎隆広
１６番　能隅良子	１８番　堤　正廣	１９番　阿部　太

４．　欠席委員
　１７番　吉田　哲
５．　議事日程
・議事録署名委員の指名
・議案第３６号
　農地法第５条の規定による許可申請について
・議案第３７号
　農地法第４条の規定による許可申請について
・議案第３８号
　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第３９号
　農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について

６．　農業委員会事務局職員

事務局長	平田　俊夫
農地係長	中田　賢治
農地係主査	中島　耕作
農地係職員	大鶴　槙士
振興係長	楢田　敏史
振興係職員	並木　菜月
浜玉市民センター主査	小楠　裕美
厳木市民センター係長	冨田　浩之
相知市民センター副主査	吉本　彰也
肥前市民センター職員	水田　逸誠
鎮西市民センター職員	村田　唯
七山市民センター主査	内田　昭一

７．　審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号１７番吉田哲委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は１８名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 （議長）	（会長の挨拶） それではただいまより令和７年第９回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号４番井出創一委員、議席番号５番大場將夫委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第３６号農地法第５条の規定による許可申請について８件、議案第３７号農地法第４条の規定による許可申請について２件、議案第３８号農地法第３条の規定による許可申請について１１件、議案第３９号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について１件、計２２件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたいと思います。また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただき

たいと思います。

議長　ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第３６号から第３９号までの議案２２件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随時お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。これより審議を行います。議案集１ページ、議案第３６号農地法第５条の規定による許可申請について整理番号１番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。議案書の１ページ、整理番号１番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は１６０平方メートルです。現況は、樹木園になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、２ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、３ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま砕石敷きで利用し、北側道路より出入

	ロとする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は東側の既存側溝へ接続放流させる計画です。 　生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。 　立地基準ですが、第３種農地の該当事項８番に該当します。許可の基準は１番となっております。 　整理番号１番について説明を終わります。
議長	地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
白津知範委員	７番白津です。この土地は、〇〇〇〇〇〇の真裏であり、筑肥線の浜崎駅のすぐそばということで周りはすべて住宅地、この土地だけ梅の木２０本ばっかり植わっているような状況ですけれども、９月１日の日に東部調査会で調査をしてもらいまして、異議がないということでございましたので、皆さんの審議のほうをよろしくお願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 　（異議なしの声あり） 　異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 　（挙手全員） 　ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集１ページ、整理番号２番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号２番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は、１，４３７平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、特定建築条件付売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の４ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、５ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、６ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為協議、道路工事施工、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大２０センチの盛土、切土を施し、整地し、北側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は新設道路の道路側溝を介して北側道路の既存道路側溝へ流し、汚水も新設道路の埋設排水管を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第１種農地の該当事項１番に該当します。許可の基準は７番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号２番について説明を終わります。

議長　地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員　はい。７番の白津です。この土地は、浜崎小学校の南側に位置をしておりまして、現在休耕地となっております。周りはもう両脇が住宅地ということで、９月１日の日に東部調査会で調査をいたしまして、問題はないだろうということで意見をもらっておりますので、ここに報告をいたします。審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。はい。阿部委員。

阿部太委員　すみません。１９番の阿部です。本件の右横に一体利用地というのがあるんですが、これについて説明をお願いします。

農地係長　はい。説明します。これはですね、隣接の宅地、住宅を建てた時の１区画の残りだと思います。それでここが雑種地になっておりますので、そこまで一緒に利用するという形で今回申請をされております。以上です。

議長　よろしいでしょうか。

阿部太委員　はい。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集１ページ、整理番号３番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号３番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は２３８平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の７ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、８ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、９ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大３６センチの切土を行い、整地し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透お

	よび越流分は東側道路の既存側溝へ接続放流させる計画です。 　生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。 　立地基準ですが、第３種農地の該当事項８番に該当します。許可の基準は１番となっております。 　整理番号３番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
宮崎隆広委員	１５番宮崎です。９月３日に調査会で現地確認を行いまして、現場は住宅密集地で何も問題ないだろうと調査会でなりました。皆さんの審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 　（異議なしの声あり） 　異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 　（挙手全員） 　ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集２ページ、整理番号４番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の２ページ、整理番号４番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、面積は９８５平方メ

ートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、フィットネス施設です。賃借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１０ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１１ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１２ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明書および融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大３０センチの盛土を施し、整地し、北側にはコンクリートブロックを新設、南側は既存分、東側は既存石積を利用して土留めを行い、北、南には側溝を新設、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して西側道路の既存側溝へ流し、汚水も敷地内に新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および行政連絡員から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第３種農地の該当事項８番に該当します。許可の基準は１番となっております。

整理番号４番について説明を終わります。

議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
宮﨑太享委員	はい。１１番宮﨑です。３日の日に現地確認を行い、場所は高架線の下で、車通りも多く、周りは住宅地なので、中部調査会のほうでは問題なしと確認しました。皆さんの審議よろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集２ページ、整理番号５番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号５番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑２筆、面積は合計で１，２９６平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、特定建築条件付売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１３ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１４ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１５ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為協議、道路工事施工、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大７０センチの盛土を施し、整地し、東、西側にはコンクリートブロックを新設、南側にはＬ型擁壁を新設し、土留めを行い、北側はセットバックを行い、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は新設道路の道路側溝を介して南側の既存水路へ流し、汚水は新設道路の埋設排水管を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第１種農地の該当事項５番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号５番について説明を終わります。

議長　地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮﨑太享委員　はい。１１番宮﨑です。３日の日に現地確認を行い、周りも住宅地であり、何年も作ってない状況になっていて、中部

調査会のほうでは問題なしと確認しています。皆さんの審議をよろしくお願いします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集２ページ、整理番号６番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。整理番号６番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は１７９平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１６ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１７ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１８ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大７０センチの盛土を施し、整地し、南、西側にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側に新設する道路側溝および隣接の新設道路側溝を介して南側の既存水路へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第２種農地の該当事項５番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号６番について説明を終わります。

議長　地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮﨑太享委員　はい。１１番宮﨑です。先ほど通った案件の左上の部分の所を駐車場として使うと確認しています。何の問題もないということで皆さんのご審議よろしくお願いします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。ありがとうございました。挙手全

員、よって本案は可決しました。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集３ページ、整理番号７番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。議案書３ページ、整理番号７番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は２６０平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１９ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、２０ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、２１ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、

最大７０センチの切土を施し、整地し、西側一部に側溝を新設し、北側宅地より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南西側に新設するU字側溝を介して南側の既存道路側溝へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第３種農地の該当事項３番に該当します。許可の基準は１番となっております。

整理番号７番について説明を終わります。

議長　地区担当の中部調査会より補足説明があればお願します。

宮崎隆広委員　１５番宮崎です。９月３日に現地確認を調査会で行ないまして、現場は西九州道千々賀インター近くであります。何も問題ないだろうと調査会ではなりましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集３ページ、整理番号８番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号８番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は２３平方メートルです。現況は休耕地、里道的な状態になっております。目的は里道（農道）です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の２２ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、２３ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、２４ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については許可が必要なことを知らずに平成１７年頃合併浄化槽を新設する際に里道の上に車庫を建築していたことがわかり、そのことについての始末書が提出されています。今回は里道として使用可能な農地の一部を分筆して代替地として提供するものです。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連、里道の付け替えの協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、里道に相当する現状のため、そのまま利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第１種農地の該当事項２番に該当します。許可の基準は３番となっております。

整理番号８番について説明を終わります。

議長　地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

山添明委員　はい。１２番の山添です。この場所は、いろは島国民宿舎の近くで〇〇という場所であります。９月の２日の日に西部の委員さん方と現地を確認しました。何ら問題なかろうということでありましたので、皆さん方のご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員　すみません。確認のお尋ねでございます。この３ページの８番の案件、それから４ページの２番の案件は一体的なものというふうに理解してよろしゅうございますでしょうか。以上でございます。

農地係長　はい。事務局が答えます。４条の２番と一体的なものになります。４条の２番のほうが浄化槽の転用の案件ですので、本当はここをちょっと最初言えばよかったんですけど、４条の２番のほうの始末書のほうがちょっと関連してくるものですから、今回のこの５条のやつがちょっと先走ってしたようになってますけど、４条の２番があるので５条の８番が出てきたようになっております。以上でございます。

議長　よろしいでしょうか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集４ページ、議案第３７号農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の４ページ、整理番号１番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は４２８平方メートルです。現況は、宅地、庭となっております。目的は、庭園です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の２５ページから２７ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については許可が必要なことを知らずに昭和５１年頃に先代が住宅前を庭園にしていたため、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側宅地を通り、北側道路から出入口として利用されています。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側の道路側溝へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付され

ています。

立地基準ですが、第１種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっております。

整理番号１番について説明を終わります。

議長　地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員　はい。９月３日、調査会で現地確認を行いました。現場はちょっと住宅密集地でありますが、畑のほうを確認しましたところ、すばらしい庭園でした。何の問題はないと思います。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。挙手全員。よって本案は可決しました。次に議案集４ページ、整理番号２番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。整理番号２番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は１０平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、合併浄化槽です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請

地の位置および隣接地の地目等については、資料図の２８ページから３０ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、許可が必要なことを知らずに平成１７年頃に住宅改築の際に合併浄化槽を設置されて利用されており、そのことについて始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関係、自然公園法関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、浄化槽は既に設置済みで現状のまま利用し、南側の道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は既存雨水桝を介して南側の既存道路側溝へ流し、汚水も既設の合併浄化槽を介して南側の既存道路側溝へ接続放流させており、今後も同様に利用されます。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第１種農地の該当事項２番に該当します。許可の基準は１６番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号２番について説明を終わります。

議長　地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

山添明委員　はい。１２番の山添です。この現場は、農地法の第４条許可申請の所は、農地法第５条８番の所です。すぐ横になります。この前、９月の２日の日に西部の調査委員さんと現地を

確認しました。何ら問題なかろうということでありましたので、皆さん方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員　すみません。確認でございますが、里道というのはなかなか現場ではですね、昔の人は通ってたということで憶えてある方が多いと思うんですが、今は車が通らない道というのは里道というのはなかなか判断がつかない。そういうところで今回のようなことが起こったのではないかというふうに想像をいたしております。ところで前の議案で公衆用道路ということで里道の付け替えをされるということになって、じゃあもともとの里道の分がどうなるのかというのがもし事務局でわかりましたら教えてください。以上でございます。

議長　はい。事務局のほうから。

農地係長　はい。意外と付け替えというのはあんまりないかと思うとですけど、でも、ここの上にですね、この３０ページの配置図を見ていただいたらですね、この４５３の畑の上にもちょっと畑がありまして、そこに行かれる際に、もう既にこの今回転用に出た分の所を里道として使ってあったものですから、払い下げという話もあったかもしれんとですけど、やっぱり必要ということであったものですから、とりあえずこの今の里道はですね、この所有者の方がもらわれて、その代わりにこの土地の部分の一部を、現状はちょっと里道的になってますけど、そこを今回市のほうに渡す形で交換という形で申請をされておりますので、そういった形で今の里道は所有

者の方が管理するということになっています。そういうことでよろしいでしょうか。

議長　よろしいでしょうか。

農地係長　すみません。別の地番ができるようになるみたいです。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集５ページ、議案第３８号農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から議案集７ページの整理番号１１番を議題とします。この１１件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。それでは説明します。議案書の５ページから７ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計１１件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書１ページから１１ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

す。以上で説明を終わります。

議長　それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。それではここでしばらく休憩を取りたいと思います。再開の時間を１５時５０分としたいと思います。

～～～～～～～○～～～～～～～

１５時３０分　休憩

１５時５０分　再開

～～～～～～～○～～～～～～～

議長　それでは時間がまいりましたので会議を再開いたします。議案集８ページ、議案第３９号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権）について、筆番号１番から議案集１０ページ、筆番号４２番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。議案書の７ページをご覧ください。申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとお

りです。お手元の調査書１ページから１３ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地中間管理事業法第１８条第５項各号に該当し、判断要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長　それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員　すみません。度々。基本的なことを教えていただきたいんですが、農地中間管理事業で賃借権の設定をして農地を借りようとする場合に、この調査書のほうで判断要件というのが右下にございます。農地中間管理事業法第１８条第５項の第２号で、イとロさえ満たしておけばいいということだというふうに想像します。ということになれば、例えば私みたいな農業を全くやっていない者がちょっと家庭菜園でもしたいなと思って農地を借りようとする場合でもできるのかなあというふうにもとらえることができるわけでございます。といいますのが、今回の調査書を見ておりましたら、新規就農に当たる方が３名いらっしゃるように見受けられました。かつて農地中間管理事業に借りる側になるには、例えば認定農業者であるとか、市でお定めになっている経営目標、それを目標達成されている方とか新規就農の認定を受けられている方とか、そういう方々が主体ではなかったかというふうに

自分自身思ってしまっていたものですから、先ほど言いましたように、１８条第５項の２号の２つさえクリアしてれば借りられるということなのかどうかを教えてください。以上でございます。

曲淵俊之委員　すみません。関連して。

議長　はい。曲淵委員。

曲淵俊之委員　はい。９番曲淵です。同じくこの新規の３名の方で、貸借期間が１５年、○○○さん、それから２０年、これ○○○○さんですかね、いらっしゃいます。参考までに年齢を教えていただければと思います。以上です。

農地係長　すみません。順番が前後して申し訳ないんですけど、まず年齢のほうからいいですか。○○○○さんは４４歳です。○○○○○○さんが５１歳です。○○さんは２９歳ですね。すみません。古賀委員の質問に対してちょっと今調べているんですけど、ひょっとしたらちょっと今日中に答えられないかもしれないです。すみません。後日回答になっても大丈夫ですか。

議長　はい。古賀委員。

古賀由紹委員　すみませんね。事前に勉強した時には３名のうちお２人は新規就農者じゃないかなあという想定で事務局に勉強に行かせていただいて、３８番から４２番の方は、今トレーニングファームのほうで研修を受けられている方ですばらしい方が今度新規就農を予定されてて、２０年間ハウスを建てられるということで、そのためにちょっと借地料も高くなって

ますけれども、２０年やっぱりハウスを建てるとなると、これぐらいの期間は貸していただかないとハウス建てられないのでということで、地主さんもよく了解してもらえたなあというふうにありがたく思っているものでございます。それから相知のほうで借りられる方も相知で経営をなさっている方のご家族というふうに聞いておりまして、熱心にしていただけるものと期待しておるものでございます。もう１人の方が９番から１２番の方で、３人目というのは気づかなかったので、何か私の思い込が強かったのかもしれませんけれども、もしわかれば後日でも構いませんので、教えてください。よろしくお願いします。

議長　はい。石川委員。

石川利恵委員　８番石川です。ちなみに何の野菜を作られるんでしょうか。

農地係長　相知の方のですか。

石川利恵委員　いや、皆さん。２人野菜と書いてある。

農地係長　すみません。○○○○さんがキュウリです。○○さんはタマネギになっています。

議長　○○○○さんがキュウリ、○○さんはタマネギということです。今楢田係長がちょっと調べものに行っておりますが、後日でよろしいでしょうか。はい。すみません。ほかに質疑や異議はございませんか。今調査、確認しております件につきましては、後日またお答えをさせていただくということで、ほかの件につきまして皆さんのほうから質疑や異議はご

ざいませんでしょうか。

振興係長　すみません。振興係長の楢田です。古賀委員から質問があった件についてお答えさせていただきます。おっしゃるとおり、以前の集積計画のやり方と同様に基本は、認定農業者または認定農業者相当者が受け手に位置付けられます。あとは新規就農者です。新規就農者というのは今から参入されますので、面積というのがはっきりした要件というのがございません。新規就農をしたいという場合に、市の農政課、県の振興センター、あるいは農業委員会に相談されるんですけれども、新規参入ですから最初から完全な農業者としての成立要件を満たすのは難しいということで、それぞれの機関が見込みがあると認めるかどうかということで判断がされます。今回につきましては、○○○○○○さんについては、農地は所有ではなかったようですけれども、牛を飼われている世帯でございまして、今回は米になっていますけれども、畜産のほうで認定農業者相当とみなすことができます。○○○○○○さんにつきましては、調査書に書いておりますが、Ｒ７年１０月に認定新規就農者を取得予定ということでございますので、就農にあたっては、相当の農業関連を発展させていく見込みがあるということでとらえられております。○○○○○○さんにつきましても、こちらは認定状況を書いておりませんけれども、認定新規就農者を取得予定とのことが確認できました。ということでございまして、単純に家庭菜園とかを作るからといって促進計画に載ってくるかと言いますと、

その経営状況ですとか経営計画というのをお伺いした上で、適切かどうか判断するということでございます。よろしいでしょうか。

議長　ただいまの答えでよろしいでしょうか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第３６号８件、議案第３７号２件、議案第３８号１１件、議案第３９号１件、計４議案２２件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間のご審議誠にありがとうございました。